

平成21年3月
勝浦市議会定例会会議録（第6号）

平成21年3月23日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第6号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（予算審査特別委員長）

議案第18号 平成21年度勝浦市一般会計予算

議案第19号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第20号 平成21年度勝浦市老人保健特別会計予算

議案第21号 平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第22号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第23号 平成21年度勝浦市水道事業会計予算

(総務常任委員長)

議案第7号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第8号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

(教育民生常任委員長)

議案第11号 特別職員の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 勝浦市学童医療費の助成に関する条例の制定について

議案第13号 勝浦市在宅介護福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 勝浦市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

(建設経済常任委員長)

議案第16号 勝浦市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 市道路線の認定及び廃止について

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第24号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第25号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算

議案第26号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

第3 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第1号 派遣切りや、雇い止めをやめて、安定した雇用と暮らしを守ることを求める意見書について

発議案第2号 日本農業再生にむけた対策強化を求める意見書について

開 議

平成21年3月23日(月) 午前10時00分開議

○議長(水野正美君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第18号 平成21年度勝浦市一般会計予算、議案第19号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成21年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第21号 平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第23号 平成21年度勝浦市水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

板橋予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（板橋 甫君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案6件を審査するため、去る3月16日から18日までの3日間委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第18号 平成21年度勝浦市一般会計予算、議案第19号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、以上2件については賛成多数で、議案第20号 平成21年度勝浦市老人保健特別会計予算については全員賛成で、議案第21号 平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計予算、以上2件については賛成多数で、議案第23号 平成21年度勝浦市水道事業会計予算については全員賛成で、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、各委員から質疑、意見、要望等が出されましたが、その主なものを申し上げますと、一般会計予算の歳入では、長引く景気低迷が続く中で、財源確保は急務な課題であり、特に税については市の財源の占める割合が大きく、滞納整理に当たっては今まで以上の方策、研究を、また新たな課税客体の把握に努め、税の確保、徴収率の向上に努めるよう意見がありました。

また、財政状況について、今後5年間の財政推計によると、平成23年度以降、現在計画している事業を行おうとすると、単年度4億円から5億円の財源不足が見込まれる中で、どのように対応していくのか、大幅な歳入の増は見込まれず、歳出を削るしかない。歳出を削るとしたら、市一般単独事業をほとんど削らなければ対応できないと考える。また、財政健全化計画とこの財政推計値についてはかなりの乖離があるが、どのように考えているのかただしたところ、財政健全化計画を策定する際、国の三位一体改革による先の見えない状態であった。財政的には常に厳しく、予算編成に当たっては無駄を廃止し、歳入の見直しを行い、自主財源の確保に努力したいと答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計においては、財政調整基金8,000万円を繰り入れ、対前年度と同税率で保険税の引き上げの考えはないようだが、国民健康保険税の減免条項の見直しによる減免措置の拡大を行う考えはないか、また、平成20年3月策定の勝浦市国民健康保険特定健康診査等実施計画による平成27年度までの各目標検診設定率達成のための方策をどのように考えているのかただしたところ、国民健

康保険税減免条項の見直しについては、国民健康保険税条例第24条の規定による減免条項により被保険者の申請内容により判断する。また、勝浦市国民健康保険特定健康診査等実施計画による各検診目標率達成については、現在、集団検診のみで行っているが、勝浦市夷隅郡医師会に対し個別検診及び土曜日の集団検診ができないか要望していきたいと答弁がありました。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、前もって通告がありましたので、これを許します。初めに、児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 私は、ただいまの予算審査特別委員長の報告のうち、平成21年度勝浦市一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算及び介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

アメリカ発の金融危機のもと、極端な外需輸出頼みという日本経済の脆弱性が国民の暮らしを直撃し、派遣や請負社員の解雇や新卒者の内定取り消しが進められており、この年度末に向けて、その方向は一層深刻な状況になろうとしております。

後期高齢者医療の75歳以上の保険料が払えない、こういう人たちが全国的に増えてきており、勝浦市でも1割にも及び、勝浦市を含めて全国的に無保険者が各地で続出するおそれがあると、このように言われています。

このような状況にあるときだからこそ、私は市民の暮らしと営業を守り、何よりも市民生活に密着した予算編成を重点的に行うべきだ、そういう立場で去る12月の定例会においても主張し、今回の予算審査、質疑においても主張してまいりました。

私は以上の立場から、本年度の予算について、各会計についての反対の理由を述べたいと思います。

まず、一般会計であります。今年度新規事業として地上デジタル放送受信機設置等補助金、あるいは高齢者短期人間ドック助成金、あるいは学童医療費助成事業、あるいはまた朝市休憩所設置事業などを初めとして、暮らしにかかわる多くの事業予算が計上されました。これらについては、私ももちろん賛意を表すべきものであるということ言うまでもありません。

しかしながら、その一方で、市民バス路線見直しという名の一部廃止が行われます。今、必要なことは、利用者が少ないから廃止ということではなくて、その利用者の多少にかかわらず、その地域に合った、そういう輸送方法を検討すべきではないでしょうか。今、依然として大沢地区の住民や、あるいは川津地区の特に高齢者から、「バスを走らせて」と、こういう切実な声が上がっている、これらにこたえるべきであります。

さらに、行財政改革の一環としての市消防団員の各種出動手当の減額であります。この減額は、総額で約100万円ということですが、私はこの額の大小ではないと思います。消防団員は、市民の生命、財産を守るという自覚とボランティア精神に立って、本当に献身的に消防活動に参加しています。今、なぜ消防出動手当のみを減額するのか。既に市職員の管理職手当の減額や、この4月から始まろうとしている地域手当の廃止が決まっているわけですが、なぜ、これらに含めて常勤、非常勤を

問わず、この特別職の諸手当にも切り込もうとしないのか、私は理解できません。

本年度は、予定外の特別土地保有税収などを含めて約5億3,000万円の財源留保があることから見ても、学童医療の通院のみの無料化ではなくて、入院通院あわせての無料化を初めとして、消防団出動手当の減額をやめ、あるいは現在、火災報知器が市営住宅のみ公費で行われているわけですが、これに対する民間の個別の火災報知器の設置補助事業など、私は財源的にも十分可能であると思うわけでありま

す。

そういう立場から、この予算については多くの支持をすべき内容を含みながらも、反対の意を表するものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。この会計についても、一般質問や質疑で繰り返し私は主張してまいりました。執行部の努力によって国保税率の据え置きで近隣市町との差は税額においてなくなりつつあるわけではありますが、何と云っても、その絶対額はまだ高額と言わなければなりません。2009年度の予算で見ると、国保会計における財調基金と繰越金を合わせて約3億円の財源の確保が明らかであります。国保の被保険者7,300人の1人平均、単純に1万円の税の引き下げでも7,300万円あれば可能であります。私は、国保税の減税を強く主張するものであります。

次に、後期高齢者医療であります。さきにも述べたように、勝浦市の高齢者保険料普通徴収者757人のうち約1割の71人の方が支払いできない状況にあります。この後期高齢者医療は、原則1年間の保険料滞納者には、保険証を取り上げて資格証明書を交付するというような仕掛けになっているわけであり

ます。このように、高齢者いじめの制度であって、しかも、これは医療差別も否応なしに保険証を取り上げとあわせて行われようとしている、こういう医療制度は、私は前に戻すべきことを主張するものであります。

次に、介護保険特別会計であります。3年ごとの保険料の見直しで、勝浦市の保険料は平均で平成21年度月額3,583円、平成22年度3,630円、平成23年度、3,678円というふうに値上げが行われるわけであり

ます。その一方で、要支援、要介護の認定基準の見直しがこの4月から始まろうとしています。見直しというけれども、その中身は改悪でありまして、その上、特別養護老人ホームなどの施設入所を希望しても数カ月から10カ月待ちという実態が放置されたままになっているわけであり

ます。このような現状にある中で、保険料だけが値上げされるということは納得できません。私は、繰入金などによって、この際、介護保険会計の2,900万円の基金や、あるいは場合によっては一般会計からの繰り入れなどによっ

て介護保険料の引き上げを抑えることを強く主張するものであります。

以上で一般会計ほか3件の予算案についての反対討論といたします。

○議長（水野正美君） 次に、丸 昭議員。

〔13番 丸 昭君登壇〕

○13番（丸 昭君） 私は、議案第18号ないし議案第23号の各会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

最初に、議案第18号 平成21年度勝浦市一般会計予算について申し上げます。市長の提案理由の説明にありましたよう、世界の金融資本市場の危機に端を発した景気の後退という厳しい社会経済情勢の中にあつて、勝浦市の財政は少子高齢者の進展に伴い、福祉や介護といった社会保障費等の増嵩が続く一方、景気悪化の影響で歳入の根幹をなす市税の落ち込みが確実視されるなど、厳しい財政運営を強い

られている状況下にあります。

こうした中にあつて、職員の人件費を初めとした内部管理経費等の削減を図りながら、第4次実施計

画に盛り込まれた事業の推進はもとより、学童医療助成事業の創設を初め、地上デジタル放送受信機設置等補助制度、高齢者短期人間ドック助成制度、かつうら第二放課後ルームの開設、さらには入湯料助成事業の拡充など、少子高齢化時代の市民のニーズにこたえた事業の創設や拡充が認められるところがあります。

また、地域の人たちが切望していた勝浦東部漁港川津地区の水域環境保全対策や朝市休憩所の設置など、産業の振興策においても少なからず新たな政策を取り入れた平成21年度予算の内容は賛意を表するところであります。

なお、今後5年間の財政推計で示すように、平成23年度には財源不足に陥るとの見通しですので、既存事業の見直しや計上経費のさらなる圧縮、また、事業選択に留意され、将来を見据えた財政基盤の確立を図っていただけるよう要望として申し上げておきます。

次に、議案第19号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。国民健康保険制度は、農林水産業や自営業に従事する方々を対象とした保険制度であるがゆえに、高齢化や経済情勢の影響を最も受けやすいと言われております。特に高齢化の進んでいる当勝浦市の場合、医療費の増嵩や担税力の低下が国保財政を著しく圧迫している状況は、議員各位も周知のとおりであります。こうした状況は、国が抜本的な制度の見直しを行わない限り、改善されることのない制度上の問題であります。

このような厳しい保険財政の中にありながらも、平成21年度予算は財政調整基金を有効に活用し、保険税率を据え置いたことは評価に値するところであり、本予算は承認すべきものと考えます。

次に、議案第20号 勝浦市老人保健特別会計予算、議案第21号 勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、及び議案第22号 勝浦市介護保険特別会計予算について申し上げます。

いずれの会計も国保会計と同様に、国の制度が根幹にあり、市町村の裁量権はなきに等しい状況から、本予算はやむを得ないものと判断し、承認すべきものと考えます。

なお、このうち介護保険特別会計については、65歳以上の方の保険料が引き上げられることとなりますので、市民の理解を得るためにも、制度改正とあわせ、保険料改定に至った経緯等を十分周知されるよう要望するところであります。

次に、議案第23号 勝浦市水道事業会計予算について申し上げます。本会計は、第4次実施計画に沿って老朽石綿管の更新事業や老朽施設の改修等を実施するとともに、水道企業債の繰上償還による経営の健全化に努めながら、市民に安定した生活用水を供給するために必要な予算の計上であり、承認すべきものと考えます。

以上、申し上げましたように、議案第18号 平成21年度勝浦市一般会計予算ないし議案第23号 平成21年度勝浦市水道事業会計予算の6つの会計に係る予算に対して賛意を表し、賛成の討論といたします。

○議長（水野正美君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 平成21年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（水野正美君） 起立多数であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第19号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第20号 平成21年度勝浦市老人保健特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第21号 平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第22号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第23号 平成21年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第8号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。児安総務常任委員長。

〔総務常任委員長 児安利之君登壇〕

○総務常任委員長（児安利之君） 議長より指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月11日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第8号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件は慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、議案第10号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定については賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。忍足邦昭議員。

〔2番 忍足邦昭君登壇〕

○2番（忍足邦昭君） 私は、議案第10号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本案は、勝浦市非常勤消防団員に係る災害、警戒、訓練等出動手当、技術団員出動手当及び年末警戒手当について、社会経済情勢の変化、並びに近隣市町との均衡を図るという名目のもとに、現行の1回当たり2,100円を1,900円に減額しようとするものであります。

そもそも消防団員は、それぞれ本業につきながら、市民の生命と財産の安全を図るために、ボランティアとして火災や風水害等に際して出動することはもちろんのこと、それらの予防、警戒に当たるなど、日々尽力されていることは、皆さん、ご承知のとおりであります。

しかしながら、近年は当該団員の確保に苦慮しており、現在も定員に欠員が生じている状況と伺っております。

このような現状の中で、今回、唐突とも思える当該手当の引き下げ案が提出されたわけであります。

確かに本市財政が逼迫している折、その打開策の一環として各種支出の見直しを図ることは、当然、必要なことと考えます。しかし、そうだとすれば、消防団員だけでなく、すべての非常勤特別職を対象として報酬、手当等の見直しを客観的に精査・検討した上で結論を出すべきであり、さらに、これら報酬や手当に限らず、市単独の各種補助金等もあわせて全庁的な取り組みを経て、各種見直しを図ることが必要であります。ところが、今回はそのような全庁的に精査・検討された結果とは到底考えられず、たまたま環境防災課から出された案のみを取り上げて提出されたとは思えないのであります。

仮に本案が可決され、執行された場合、近隣市町との均衡が図られることはあるかもしれませんが、その一方で、このような片手落ちとも思える取り扱いをすることで、本市内部においては新たな不均衡を生じさせることにもなりかねないではないかと危惧するものであります。

以上の理由から、この際、本案を否決し、市当局において、再度全庁的に精査・検討を尽くした上で改めて見直し案を提出すべきであると考え、本案には到底賛意を表することはできず、反対せざるを得ないのであります。

以上で私の反対討論を終わります。

○議長（水野正美君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第8号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第9号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第10号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第11号 特別職員の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市学童医療費の助成に関する条例の制定について、議案第13号 勝浦市在宅介護福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 勝浦市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。黒川教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 黒川民雄君登壇〕

○教育民生常任委員長（黒川民雄君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月12日、委員会を開催し、執行部より副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市学童医療費の助成に関する条例の制定について、議案第13号 勝浦市在宅介護福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 勝浦市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、以上5件につきまして慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第12号 勝浦市学童医療費の助成に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第13号 勝浦市在宅介護福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第14号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第15号 勝浦市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第16号 勝浦市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 市道路線の認定及び廃止について、以上2件を一括議題といたします。
本件に関し、委員長の報告を求めます。八代建設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 八代一雄君登壇〕

○建設経済常任委員長（八代一雄君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月13日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第16号及び議案第17号、以上2件につきまして慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第16号 勝浦市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第17号 市道路線の認定及び廃止についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。午前11時まで休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 開議

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） ただいま朗読した議案はお手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第2、議案を上程いたします。議案第24号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第24号 損害賠償の額の決定及び和解について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年2月18日午後6時30分ごろ、市道松部荒川線、松部字東ノ谷1313番1地先におきまして勝浦市松部360番地43在住の山田正夫氏が運転する軽貨物車両に落石があり、フロントガラス及び助手席側ドア等が破損し、車両修理費に要した損害賠償の額について議会の議決をいただき、その損害賠償の額を決定し、和解しようとするものであります。

以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） これはこれで別に異論があるわけじゃないんですけども、同僚議員からも同趣旨の意見が出てまして、一言お聞きしておくのですが、各種損害賠償の額の決定などが今まで提案されておるんだが、被害者あるいは加害者の固有名詞は別としても、もう少し詳しい状況を報告することはできないのかというような意見があるわけです。今まではどこから漏れ聞こえたか知らないけれども、今の提案理由ではフロントガラスが破れたとか何とか言っているけれども、どこそこ番地と言われても、上からおりてきてどの辺だとか、外房線より上なのか下なのか、どの付近の曲がり角だとか、そうでないとかということぐらいは状況として出していただきたいというのが、私だけじゃなくて、そういう要望がきょうも出されていたし、代表しているわけじゃないんですけど、意見を述べたんですけど、その辺はどうでしょうか。

もう一つは、直接この賠償とは関係なくとも、ごろんと来た落石の周辺の防護については、どういうことでやっていくのか。そのままだったら、また落ちる危険性があるわけだから、たしか補正組んだような気もしたんですけども、そういうこととか、かつて市の職員が公用車を運転していて、国道128号から勝浦市役所へ上がったところで接触事故を起こした。あれも、私も役所へ来るたびにあそこを通って上がってくるんだが、私の家から来て信号から入って右折して、回って、さらにカーブを切るときに、確かに接触する危険性がたびたびあります。こちらが気をつけていても、おりてくる人が相当車線の中に入ってくる。道路構造上、そういう構造になっているので、接触の危険が一度ならずと二度、三度あるわけですけど、その損害賠償もかつて出た記憶があります。

だから、そういうところの、事故が起きやすいところの道路状況について改善を図っていくとか、そういう後のフォローもぜひ考えていかなければいけないだろうと。そういう意味では、この通称はへと坂ですか、勝手に新しく勝浦に移ってきた人がいつの間にかへと坂なんてつけちゃったんですけど、それはそれとして、今回の場所を含めてどういうふうに改善を図ろうとしているのか、その辺のところまで関連ですが、申しわけないんですけど、お聞かせください。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。ただいま市長より提案説明がございましたけれども、これは本線を通過時に松部浄水場付近のところから松部方向に向かいまして約150メートルぐらい行った付近ということで私どもは認識しております。高さ約4メートルのところから直径約20センチの石が落石したものと考えております。また、その際にこの落石が貨物自動車のフロント支柱に当たりまして、

前面ガラスのひび割れ、そして助手席側のガラスを損傷ということでございます。

なお、この事故が起きまして、翌2月19日に本人より申し出がございましたので、早急に現場に向かいまして、現地確認の上、カラーコーン等で安全対策をとりまして、23日に既に仮設防護柵を設置して2次災害の防止に努めております。

また、今、議員からお話がありました市役所下のカーブの改善関係につきましては、当時、建設課でございましたけれども、その当時からいろいろ検討して地主でございます新戸質店に向かいまして用地買収等を行ったのですが、それが現在、実っていないという状況でございますので、今後は危険箇所におきましては、なるべく早い時期に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） 議案の関係でお答えをいたします。損害賠償の議案につきましては、地方自治法第96条の関係で損害賠償の額と和解の相手方、和解の条件関係が基本的な項目になっております。ご審議をいただくわけでありますので、最少限度の内容と市長の提案理由ということでお願いしてございますが、委員会付託を省略されていきますので、場合によっては議員ご指摘のような資料関係についても支障のない範囲内で提出してご審議いただくというのは市町村の判断でありますので、今後、検討する必要があると思っています。

なお、交通事故関係につきましては、自治法の第180条により委任専決を受けていますので、100万円未満については市長側のほうでできるとなっておりますので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 事故の発生状況については、今、お聞きしてわかったのですが、その後の相手方との交渉経過、これは今回の追加補正で弁護士費用もたしか計上されていたと思うのですが、その辺の弁護士を依頼した理由、最終的にこの金額に決まったという、その辺の経緯をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答えを申し上げます。事故後の相手との交渉の過程でございますけれども、本人いわく、これは山から落ちてきたもので、一つの自然災害と認識はしているというふうな見解を示された上で、その修理費については市が管理している道路だから、一部補助していただけないのかというふうなお話でございました。それに対しまして、市の方では道路損害保険等に加入しておりますので、保険会社と協議の上、今回、10対0、市が10、相手がゼロということで全額修理代を市が持つということで協議が整いました。これは全額保険で適用になります。

そして、もう一点でございますが、議員のほうから裁判関係のお話が出ましたが、今回の損害賠償には弁護士は入っておりません。議員が言われました裁判関係の費用は、平成18年に起こされた裁判についてのもので、それが決定しましたので、それを今回、弁護士報酬として補正に計上したわけでございます。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第24号 損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決しました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第25号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算、議案第26号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第25号及び議案第26号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第25号について申し上げます。本案は、平成20年度勝浦市一般会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の設定であり、国が定めた安心実現のための緊急総合対策、生活対策に基づき創設された各種交付金制度に伴う事業に関する予算並びに道路管理等に係る予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に4億6,185万6,000円を追加し、予算総額を77億6,688万7,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち総務費におきましては、財政調整基金積立金で900万円を減額し、民生費におきましては定額給付金給付事業費を主に4億98万2,000円を追加し、衛生費におきましては塵芥処理費に2,100万円を追加し、農林水産業費におきましては、農業振興費を主に1,283万円を追加し、土木費におきましては橋りょう維持費を主に3,444万4,000円を追加し、教育費におきましては幼稚園費に160万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に国庫支出金4億6,151万2,000円、諸収入34万4,000円を追加計上しようとするものであります。

繰越明許費におきましては、特別養護老人ホーム総野園スプリンクラー設備整備事業ほか10件につきまして、年度内にその支出を終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に、議案第26号について申し上げます。本案は、平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、介護従事者の処遇改善を目的とした介護報酬改定等に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための費用として国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金に係る補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に1,238万4,000円を追加し、予算総額を15億5,536万円にしようとするものであります。

歳出予算におきましては、基金積立金に介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として1,238万4,000

円を計上しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に国庫支出金1,238万4,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で議案第25号及び議案第26号の提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） この際、担当課長から補足説明を求めます。関財政課長。

〔財政課長 関 重夫君登壇〕

○財政課長（関 重夫君） 命によりまして、議案第25号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算（第9号）の補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国の第2次補正予算で措置された3つの事業、その第1は住民への生活支援と地域の経済対策に資することを目的といたしました定額給付金給付事業。第2には多子世帯の幼児教育費の子育て支援を目的といたしました子育て応援特別手当支給事業。そして第3は地域活性化等に資するインフラ整備などを行うための地域活性化・生活対策臨時交付金事業。以上3つの事業に係る予算の計上を主とした補正予算であります。

それでは、内容に入ります。説明は事項別明細書により歳出から行います。

恐れ入りますが、12ページをお開きください。総務費であります。総務管理費のうち財産管理費で900万円の減額であります。積立金900万円の減額は財政調整基金積立金で、今議会初日に議決いただきました一般会計補正予算（第8号）で財政調整基金への積立金1億5,676万4,000円を計上いたしましたが、今回の補正予算の財源調整を図るため、900万円を減額しようとするものであります。

なお、財源内訳の欄で国庫支出金に357万円を計上し、一般財源で1,257万円を減額しておりますが、これにつきましては平成20年9月補正予算で措置いたしましたテレビ共同受信施設改修工事費、この工事費357万円全額を地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業といたしましたので、これによる財源の組み替えを行うものであります。

次に、14ページをお開きください。民生費であります。社会福祉費のうち老人福祉費に3,180万円を計上いたしました。この計上は、地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業で、消防法の改正に伴いまして特別養護老人ホーム総野園にスプリンクラーを設置するための設計監理業務委託料180万円と、その下、スプリンクラー設備整備工事費3,000万円の計上であります。

次に、定額給付金給付事業費に3億4,624万7,000円を計上いたしました。今議会初日に議決いただきました一般会計補正予算（第8号）にシステム導入経費等の準備経費を計上いたしましたが、今回は定額給付金の給付に係る経費の計上であります。このうち賃金188万4,000円につきましては、定額給付金の申請書の送付及び給付事務等に係る臨時職員の賃金の計上であります。

役務費723万円のうち通信運搬費219万円につきましては、申請書及び給付決定通知書の郵便料等の計上であります。

手数料504万円につきましては、給付金の口座振替手数料の計上であります。

負担金補助及び交付金3億3,593万2,000円につきましては定額給付金で、2万1,737名分の計上であります。

次に、児童福祉費のうち保育所費に1,600万円を計上いたしました。工事請負費1,600万円につきましては地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業で、市内7保育所の保育室のうちエアコンが未設置となっている20室すべてにエアコンを設置するための工事費の計上であります。

次に、子育て応援特別手当支給事業費に693万5,000円を計上いたしました。定額給付金と同様に、さ

きの補正予算に準備経費を計上いたしました。今回、子育て応援特別手当の支給に係る経費の計上です。このうち負担金補助及び交付金630万円につきましては子育て応援特別手当で、1人当たり3万6,000円で、支給対象児童を175名と見込み、計上いたしました。

次に、16ページをお開きください。衛生費であります。清掃費のうち塵芥処理費に2,100万円を計上いたしました。工事請負費2,100万円につきましては、これも地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業で、老朽化しております空き缶プレス機の更新工事費の計上であります。

次に、18ページをお開きください。農林水産業費であります。農業振興費700万円及びその下の農地費583万円の計上につきましては、いずれも地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業の計上であります。

まず、農業振興費のうち需用費500万円につきましては、有害鳥獣捕獲用わなの購入費で、猿、キョン、小型獣共用のわな100基分の計上であります。

負担金補助及び交付金200万円の計上につきましては直売所整備補助金で、串浜新田地先の農産物等の直売所、味彩館が実施する施設の案内看板の設置及び駐車場舗装工事に係る経費の一部を補助するものであります。

農地費につきましては農道舗装工事費で、平田地先の総野東部5号線ほか2路線分の計上であります。

20ページをお開きください。土木費であります。道路橋りょう費のうち道路橋りょう総務費に34万4,000円を計上いたしました。補償補填及び賠償金34万4,000円につきましては、先ほど議案第24号で上程いたしました市道松部荒川線の落石に伴う車両損傷事故に係る損害賠償金の計上であります。

次に、道路維持費に20万円を計上いたしました。報償費20万円につきましては弁護士報酬費で、今議会初日に行政報告をいたしました平成19年5月28日に市内松部1697番地、久我廣之氏を原告とする損害賠償請求事件に係る弁護士報酬の計上であります。

次に、道路新設改良費に780万円を計上いたしました。地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業とした災害防除工事費で、市道松部吉尾鶴原線の松部地先への落石防護柵の設置工事費であります。

次に、道路橋りょう維持費に2,610万円を計上いたしました。これも地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業として橋りょう維持工事費で、市道宿戸大楠線に係る大楠橋と市道官軍塚沢倉線に係る沢倉橋の塗装工事費の計上であります。

次に、22ページをお開きください。教育費であります。幼稚園費に160万円を計上いたしました。これも地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業であります。工事請負費160万円につきましては、エアコン設置工事費で、未設置となっております幼稚園の4歳児と5歳児の保育室にエアコンを1台ずつ設置しようとするものであります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移ります。10ページをお開き願います。国庫支出金であります。国庫補助金のうち総務費国庫補助金に1億833万円を計上いたしました。

総務管理費補助金1億833万円につきましては地域活性化・生活対策臨時交付金で、市が定めた地域活性化・生活対策実施計画に掲げた13事業に対する交付金であります。なお、この事業に係る歳出予算の合計額につきましては1億2,700万円で、交付金よりも1,237万円多くなっておりますが、これにつきましては入札等による事業費の減額を見込んだ計上でありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、民生費国庫補助金に3億5,318万2,000円を計上いたしました。社会福祉費補助金3億4,624万7,000円につきましては、定額給付金給付事業費補助金及び定額給付金事務費補助金で、ともに補助率10分の10であります。児童福祉費補助金693万5,000円につきましても、いずれも補助率10分の10でありま

す。

次に、諸収入であります。雑入34万4,000円の計上につきましては、先ほど歳出で説明いたしました市道松部荒川線の落石による車両損傷事故に係る損害保険金の歳入の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、3ページをお開き願います。第2表繰越明許費であります。これまでご説明申し上げました定額給付金給付事業、子育て応援特別手当支給事業、及び地域活性化・生活対策臨時交付金事業に係る予算のうち、平成20年度内に支出を終わらない見込みの事業費につきましては、地方自治法第213条の規定に基づきまして、繰越明許費として翌年度に繰り越すことといたしました。

以上で一般会計補正予算（第9号）の補足説明を終わります。なお、給与費明細書の説明は省略させていただきます。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 今、説明受けたんですけど、地域活性化・生活対策臨時交付金事業なんですけど、この事業の決定方法について、実際、ほかにも多々もう少しあったのかなと。それだというのは、実際、私も部原に住んでいるんですけど、当初からあの港の上の高い山、これは網も大分腐ってきて危ないということで建設課のほうも見ている。そういう中で、勝浦の地域全体比べたときに、今、計上されているトータル1億2,000万円が、実際、この辺をどのように決定してきたのか。それが1点です。

それと、橋りょう維持費の工事請負費で2,610万円ばかりあるのですが、沢倉橋は下に道路が走っていますから、架設面では仕事やるのには大変だと思うんですね。そういう面から、もう少し詳しくお聞きしたい。例えば、大楠の橋は何メートルあるのか。ここには平米数、桁部、高欄部塗装と書いてあるんですけど、もう少し内訳的に説明願えないか。大楠、沢倉に関してですね。

もう一点、農業振興費で直売所整備補助金として200万円が計上されておりますが、この直売所が、私も認識不足なんですけど、これは市営なのかどうか、組合なのか、あるいは個人で集まってやられているのか。実際、消防の100万円の金ですら切ろうとして、下げようとしている中で、この直売所に看板を4基設置し、200万円を限度として補助する。そういう経緯、ご説明願いたい。

今、この議会でも石が落ちた落ちない、これは都市建設課のほう、観光商工課のほうもあるんですけど、先ほどの部原の件じゃないんですけど、たまたま私も鵜原館で仕事しているもので、その中であそこへ行きますと、結構な人間が来るんですね。こんなに来るのかと驚くほど理想郷にも入ってくる。理想郷へ行く、勝浦市が駐車場として借りていると。そこで落石したものは鵜原館のほうで片付けたんですけど、その対策的なものも、この生活対策臨時交付金の中に組み込めなかったのか。生活をどのようにし、地域をどのように活性化するかというものであれば、その辺の視野をもう少し広げて、勝浦全体の地域を見ることができなかったのかなと思う中での質問です。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） それでは、地域活性化・生活対策臨時交付金の件について、決定方法ということでお答えいたします。まず、この交付金につきましては、昨年の12月22日付で、県を通じて内閣府からの交付金に関する通知があったところであります。この交付金につきましては、平成20年10月30日に決定されました、生活対策において地域活性化に資するきめ細やかなインフラ整備などを進めるためにということをして1月5日に開会した通常国会の第2次補正として盛り込まれ、1月27日に可決成立したところであります。

その通知を受けて、市としては1月9日に各担当課長に集まっていたいて説明会を開催し、これらに沿った事業についての照会をさせていただきました。この照会によって提出があった事業につきましては、32事業、3億円を超える事業費ということで提出がありました。これにつきまして1月27日、30日、2日間にわたりまして市長査定の折にこの選定をお願いしたところであります。その中で、先ほど財政課長のほうからお話がありましたように、13事業が決定されたということで、今回、この補正を計上させていただいたということでございます。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） それでは、大楠の今回提案してございます橋りょう維持の関係でお答え申し上げます。大楠橋の延長は51.20メートルでございます。幅員は5.02メートルでございます。

また、今回、提案してございます高欄部分、そして桁部分等につきましては平成元年に一度塗装工事を行っておりまして、当時と手法的なものは同じということでございます。

先ほどもう一点、鶴原の理想郷のほうの関係が出ましたけれども、あくまでも鶴原理想郷の場合には個人の山であり、また下も個人の土地ということございまして、基本的な考えは、自分の財産は自分で守ってもらいたいということでございます。

また、もう一点の部原地先の災害防除的なものにつきましては、これはたとえ山が個人であっても、下に市道が通っている以上は、行政側としても災害防除的なことは考えていかななくてはならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、藤江農林水産課長。

○農林水産課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回の農産物等直売所の整備の関係でございますが、漁業関係、具体的には新勝浦市漁協の川津支所の女性部で水産物の直売所を行っておりますけれども、これにつきましては国庫補助制度がございますので、これまで自動車の購入等、補助を受けて運営をしております。一方、農産物の即売所等につきましては、今の市内の施設の状況から見ますと、国庫補助対象になる事業が見当たりません。

今回、農産物の直売所に対する支援ということでございますが、地元の農産物等の消費の拡大、地産地消、さらには農地の耕作放棄地対策等、いろんな面で地元にあります農産物直売所が大きな役割を担ってきておるのが現状でございます。このようなことから、地域活性化の面で今回、お願いをしたところでございます。

現在の味彩館についてでございますが、ほかのもう2つ直売所ございますけれども、違いがまず1点ございまして、農事組合法人、これは3人以上の農業者、そういうものによって設置をされた法人でございますが、これに近いような組織を持って活動している点が2つの直売所との大きな違いでございます。資料によりますと、現在、出資者が55名、会員数127名、常時出荷している農家の方が約80軒というような報告を受けておりまして、また、会則あるいは役員を選出いたしまして組織的に活動しているところが、2つの直売所との大きな違いでございます。

また、2点目に学校給食の農産物の提供、いわゆる食育に対しても市のほうに協力をさせていただいている。

あるいは、3点目に男女共同参画ということが叫ばれておりますけれども、女性を中心とした組織あるいは経営によりまして運用されておる、このようなことから、今回、味彩館に対しての補助制度、活動支援補助金を検討したところでございます。

具体的に申し上げますと、味彩館の関係では、年間4,000万円を超えるほどの売り上げがございますけ

れども、地元の方への販売が主なものでございます。297号線を通る人たち、観光客であるとか、周遊客の方はほとんどいないということのようでございます。こういったことで、ある程度市外からのお客様を呼び込むというような形で看板につきまして入り口周辺に2カ所、その前後に2カ所、さらに駐車場の舗装と区画線の設置を今回、お願いしたところでございまして、補助率は80%、上限200万円までということございまして、直売所であります味彩館のほうの試算によりますと、七、八十万円ほどの負担が出てくるというふうに試算をしております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 味彩館についてはよくわかりました。確かに地産地消、いろいろな農業振興のための、そういう面での補助的なものは勝浦にとっては必要だということとはよくわかりました。

都市建設課長のほうへ聞きたい件は、松部漁協のところの防護柵も出てますよね、10番目として。あそここの民地は、この図面を見ますと下が道路で、あれはどこの土地かということもわからないんですけど、実際、鵜原館のところというのは、観光事業としても何らかの処置をしないと、あそこには結構な台数が来てるわけですよ。課長には決定できないんでしょうけど、勝浦市のほうで駐車場として借り入れるなどの方策をとれないのか。民地だから崩れても知らないよという話ではなく、市長にその辺の観光的な意味の、活性的な意味で、驚くほどの数の人が来てるんですよ。それは朝市もあつてか、勝浦市でそれなりにパンフレット等の配布をしているからこの時期に来るんでしょうけど、相当の人数が来て、駐車場に車を置けない、道路にとめているときもあるんですけど、鵜原館ばかりで私が物を言うと変な話になりますが、先ほどの部原のがけの面の処理、そして部原から新官まで歩いても全体的にわかるのでしょくけど、その辺の保護的な意味の工事はしていかなければいけないというのは勝浦市も当然わかっているでしょう。今、こちらから見ますと、マンションのところにシートかかっているその下のがけも処理しているわけですよ。今後の事業計画の中にそういうものが盛り込まれて、この対策の中へ当然何件か出てくるべきじゃないかという中で、今後の問題をそのように処理していただきたいということで、課長には言えないでしょうから市長答弁でその辺お願いしたいということです。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 市内の各箇所の事業については担当課で十分精査して、優先順位なり、あるいは事業の効果と、そういうことを考えての今回の措置でございます。今までもそのような対応の仕方現在までやってきております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 企画課長の話の中で当時、32項目上がったと。32項目の中にこの辺の事業の内容が幾つあったのかと。優先順位があるという中で、今、市長答弁の中で言われているんですけど、実際、危険度がこの地域は大きいので、当然、上がってくるものが要望的に幾つもあるかと思うわけです。その中で13項目拾ったのが、この補正に組まれた内容ですね。がけ処理として松部地区の災害防除事業が出ていますけど、その他に幾つあったのかと、まず1点伺いたい。

先ほどの道路、大楠の橋りょうの塗装工事、これは1,800万円、当時、平成元年に工事やられた金額、経費面、全部同じだと、私はそう聞き取ったんですが、入札で1割程度切られる計算になっているんでしょうけど、金額が大き過ぎるのではないかと考えます。この1,800万円を決めるに当たって、コンサルタントを頼んだのか、あるいは業者の見積もりした額を計上したのか、その辺を教えていただきたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長課長（滝本幸三君） 先ほどお答えしました32事業の中の件でございますが、災害防除事業については、ただいまの松部吉尾鵜原線のほかにあと1件が出ておりました。道路改良、市道の改良について2件ということでございました。先ほど市長が答弁されましたように、緊急度、重要度等、予算の配分等を考慮して災害防除事業については、ただいま申し上げた事業が選定されたというふうに理解しております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。今回の大楠橋の工事費1,800万円につきましては、これは業者見積りでございます。先ほども申し上げましたけども、平成元年に大楠橋を塗装工事やっけて、これが事業費として1,019万7,000円でございます。また、これに対しての設計額等はわかりませんが、事業費的には1,019万7,000円でございます。

今回も仕様はほぼ同じでございますけども、物価の値上がり、その他資材等の高騰により、こういうふうな数字になったんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

[17番 黒川民雄君退席]

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

寺尾議員の質疑に対する答弁について、訂正の申し出がありましたので、これを許します。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） 先ほど寺尾議員にいたしました答弁の中で誤りがございましたので、訂正いたします。先ほど大楠橋の見積り等につきまして業者というふうに申し上げましたけれども、これは担当課のほうの設計見積りでございます。おわびして訂正いたします。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○18番（末吉定夫君） 議案第25号の平成20年度の一般会計補正予算について、前段者の質問にも多少ダブるかも知れませんが、総務管理費の補助金1億833万円、地域活性化の生活対策に対する補助金なんです。まず、先ほど前段者のほうからこの13事業の内容をどうのこうのというお話があったんですが、その中で、さっきも出ましたけども、味彩館についてお伺いをしたいと思います。

先ほど担当課長のお話では、味彩館をこの13の中に入れたということは、この施設については国県の補助金の対象にならない。また、地元の農産物の拡大等で味彩館をこの13の事業の中に入れたというようなことを伺いましたけれども、この味彩館の選定した理由をもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。初めに、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤江農林水産課長。

○農林水産課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回の地域活性化・生活支援臨時交付金の関係で、農産物等直売所の支援事業補助金として選定した理由ということでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、1つが、他の2つの直売所に比べまして、味彩館は農事組合法人、法人に準じた形で組織、運営をしている点でございます。出資者55名、会員127名、なお、常時出荷しておる農家等が約80戸ということで、加盟する農家等も非常に多い。それがまた会則あるいは役員の互選等、組織的に活動しているという点でございます。加えて、地産地消という形で、地場の農産物の販売をいろいろし

ておるといところがまず1点でございます。

2点目が、学校給食等への農産物の提供、食育関係に対する貢献が2つ目。

3つが、ここは女性を中心とした組織として活動しておるといこともございまして、男女共同参画という活動についても一定の貢献をしておるといことでございます。何よりも地元の農家から相当数出品をし、地元の食材を販売をしているということが最たるものでございます。今申し上げました3点が味彩館にした理由でございます。

先ほど申し上げましたとおり、農産物の市内の方への販売が主でございまして、市外の人が余り来店をしないということもございまして、市外からの観光客、周遊客にも来ていただきまして、農産物販売の一層の拡大を図っていきたいという趣旨から、今回、補助金を交付するものでございます。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○18番（末吉定夫君） 先ほどと同じようなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。私は、この味彩館そのものについては別に反対をするものではございません。地産地消を図るため、今、課長がお話ししたようなもので、それはそれとして賛成するものでございますけれども、ほかの件から考えますと、まず、味彩館の看板あるいは舗装する以前に緊急度合いと申しますか、まだまだ先にやらなきゃならないことがあるんじゃないかと。それは、昨年、有料道路が無料化になりまして、車の多くが有料道路を使っていて、市内ではお客さんが来ないと。今、課長がお話しされましたように、市外のお客さんをお呼びするために看板を立てるといふうに言ったんですが、勝浦市街地にも今、お客さんも来ないし、ほとんど素通りされていっちゃうというようなのが現状なんです。そこに部原の有料道路の上がり口、そしてまた串浜、新坂に「勝浦市内」、あるいは「朝市方面」、「勝浦海水浴場」、「八幡岬公園」と、そういう誘導の看板を設置していただいて、お客さんに来ていただいて、勝浦市民が少しで潤っていただけるのが先ではないかなというふうに思っています。

今朝ほど私が有料道路の出入り口を見てきましたけれども、部原にはアーチのところに勝浦市街入り口と、新坂には同じ勝浦市街入り口の看板がありましたけれども、串浜のほうには全く何もないのが現状です。ですから、何とか市内にお客さんを引き入れるようなことをしていくのが先じゃないかと考えます。

今、アメリカ発の百年に一度の大不況と言われているこの中で、市内ではシャッターがおりて空き店舗になっているのがかなりあります。そういうところを、市のほうでは空き店舗の利用として、トイレとかいろんなほうへ使いたいというような考えを持っていますけれども、何で空き店舗になったのか、これは景気が悪いからですね。お客さんが来てくれないから空き店舗になってしまった。それをどうすればいいのか、景気を少しでもよくしなきゃいけない。それにはどうしたらいいのかなということになれば、お客さんが勝浦市内のほうに来ていただけるような看板を設置していただいて、少しでもお客さんをお呼びいただきたい。

単発的にイベントをやっている、一つの例を挙げますと、ビッグひな祭りにつきまして、今年で9回目、40万人を超える全国的にも有名なイベントになっていますが、これにつきましては行政の人たちも一生懸命やっていますけれども、商店の人たちとか、そういう人たちが一生懸命にやっているからこそ、ああやって大きなイベントになってきているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

前置きはいろいろ長かったのですが、そういう中で32事業の中に誘導看板設置事業が担当課から出て

きたものかこなかったものか。出てきたとして、なぜ選定する中でそれがだめになったのか、これを担当課のほうからまず伺いたいと思います。

当然、この13の工事については市長まで決裁がいくと思います。市長はこれを見て、勝浦の商店街が活性化するには、ちょっと待てよというような考えはなかったのかなというようなところを伺いたいと思っております。

もう一つは、この4つの看板を立てますよね。あと3キロ、あと1キロと。農産物直売所の駐車場が2つありますけども、今でも結構いい看板が2枚立ってるんですよ。あれ、せっかく立っているものを撤去して、また立てるとするのは、私にしてはすごくもったいないような気がするんですけども、せめてその2つを生かして、この看板設置を2つぐらいにすれば、かなりの値段も浮くんじゃないかなというふうに考えているんですが、その辺のところをひとつ担当課と市長のほうからお答え願います。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） ただいまの看板の関係でございますけれども、先ほど32事業ということをお話しさせていただきました。議員のおっしゃる看板につきましては、観光商工課のほうから観光案内板設置事業ということで提案されておりました。この選定の中で、全体の中でこれが選定さなかったということになります。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 看板がないからだめだとか、あるからいいとかということよりも、町の商店街の活性化というものは全体として取り組む必要があるだろう、そういうふうに考えております。したがって、今回は味彩館にしても、今後、担当課としての必要性を考えているわけですから、それはそれとして今後の予算編成の上で考えていく、そう思っております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○18番（末吉定夫君） 全体の中で選定されなかったと、ただそれだけの理由の答弁だったんですが、どういうわけで選定されなかったか、そうじゃないと答弁にならないような気がするんですが、その辺のところをもう一回聞きたいし、看板があるから、ないからだめだとか、全体として取り組んでいかなきゃならないとか、それはもちろん市長の言うこともわかりますけども、商工会も一生懸命になってやっているわけです。私も商工会の会員なんですけども、去年、自前で看板をつくりました。市のほうにお願いしたらなかなかいい返事がなかったというようなことで、みんな何とかしてやらなきゃだめだということで努力をしているところなんです。

市長も1回目の選挙のときに、市民こそ主人公ということで、確かに公約を掲げて、現在まで来たわけで、それもずっと浸透してすばらしいことだと思っております。市民も市長に対して、市長を主人公にしようということで一生懸命になって盛り上げているところなんです。市長は今後の予算編成で考えるとというような発言をされたんですけども、先ほど財政課長が1,200万円ぐらいの執行残があるという説明がありましたので、それがもし使えれば、それでやってもらえないものなのか、あるいはそれが無理なら、この一般会計の執行残、それがまだ無理なら、新年度の補正予算でも何とかひとつ、我々の商工業者の意見を取り入れていただいて、少しでもいい形で看板ができることを願っておるわけです。ですから、今言った新年度の補正あるいは執行残、そういうもので、ぜひお願いをしたいと思うんですけども、これは担当課長より市長からお願いしたいと思います。ただ、答弁にも検討するというような一般的な答弁がありますが、マイナス的な答弁、検討するという答弁でしたら答弁は結構でございます。プラス的な、今後、少しでもそういう形で進んでいくというようなご答弁でしたら、ぜひ答弁をお願い

いをしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） ただいまの質問に対しては、2回目で私から申し上げたとおり、今後の予算編成で、それは補正とかいろいろあると思います。そこで考えていく、そういうことで私は考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） 一般会計補正予算、今回の目玉であります定額給付金について、お尋ねさせていただきます。定額給付金の概要というのが事前に配布されて目を通させていただきました。いよいよ本市も支給が始まるわけなんですけど、この事業の目的なんですけど、住民への生活支援を目的とし、あわせて地域の経済対策に資するものというふうに明記されておりますが、地域の経済対策に果たして、この現状でどの程度の効果が認められるのかということに対して危惧するもので、質問させていただいたんですが、確かに一番効果があるのは現金支給だと思うんですが、行政側のやり方、一応、口座振り込みを基本として現金支給も結構ですよということですが、安全性等を考えると、こういうやり方もいた仕方ないのかなというふうに判断もするんですが、先ほど言ったように、果たしてこれで地域の経済活性につながっていくのかなという気がします。それに対して、担当課長、どういうふうに考えておられるのか、まず先にその1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。確かに基本的には口座振替が一番安全な方法ということと、あとは窓口での混乱を避けるということで、私のほうといたしますれば、口座振替を基本とは考えておりますが、ただ、申請書の中で皆様方にお送りした中におきましては、基本的にはどちらを選んでもいいという形では考えております。しかしながら、現金という形になりますと、もう一度、市役所のほうに受け取りに来ていただくということになりますので、当然、そのことにおける労力、また現金の場合ですとすりましの可能性も口座振替よりも高いこともございますので、ご本人確認とか、そういうことは一応、させていただきます。

経済関係でございますが、勝浦市における経済的な指数につきましては、私のほうといたしますれば、算出はいたしておりません。国のほうでは一般的に消費に回るのが4割程度ではないかというようなことが言われていることにつきましては、議員もご承知のことと思います。ただ、先ほど申しましたように、なるべく皆さんに消費をしていただくということで考えますならば、口座振替よりも現金でいただいて、直にその現金を使っていただくということのほうが、いただいた方にとりましては消費しやすい形ではないかなということは考えています。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） そういう認識で立っていらっしゃるというふうに伺いまして、それはそれで結構なんですけど、先ほど末吉議員からも話出しましたが、この景気の悪さというのは、正直言って異常なほどで、一般的に言葉で百年に一度だとか、いろいろ言いますが、こう言っちゃ申しわけございませんけど、毎月決まったお給料をいただいている方には、実際の景気状況を判断しろというのは本当に無理な話で、私は商店主なものでその辺を非常に敏感に感じるんですが、実際、例を申し上げますと、今回のビッグひな祭りも去年に劣らず多くのお客さんが来ました。お店やっている方が口そろえて言うのは、「今年は財布が固いよ、おみやげ持っている人が本当に少ないよ」と。「100円のイワシ買ったって考えちゃってるよ」という声が実際に聞こえるんです。毎年毎年、私も景気の話してますけど、この景

気の衰退というんですか、この悪さというのは異常なほど景気が悪いというのは、これが正直、現状なんです。ですから、そういう視野に立った場合に、この定額給付金3億3,500万円、強制できるものではないので、国の見込みが40%が消費に回るのではないかとされていますが、口座の振り替えにしましても、ただ預金残高が1万2,000万円、2万円増えたというだけで、果たしてそれを引き落とし、消費に回すかといったら、なかなかそうはいかないと思うんです。現状、生活の苦しい方はすぐおろして消費に回してくれますでしょうけど、できれば中流階級以上、そういうお客さん方にどうやって消費に回してもらうかということを行政としても考えていく必要があるんじゃないかな。

地域の消費に回してくれるということは、勝浦市にとっても非常に大きなメリットが出てくるというふうに考えるわけで、確かに強制力は持てませんが、市として地元でお買い物をしましょう、地元で消費しましょうという啓蒙活動というんですか、そういう周知活動をこれから支給とあわせてとっていく必要があるんじゃないかなと考えているんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

それとあわせて、我々議員は当然のことです。そして、市の職員の皆様方も当然のことだと思うんですが、ぜひ、地元の消費に回してほしい、また、その辺は市長なり副市長なり、トップから職員の皆さんに伝えてほしい。特に市外から来ている職員の皆様、通っている皆様には、ぜひ勝浦で定額給付金を消費に回してほしいということを、ぜひ通達してもらえないかなと。その辺についてもひとつお答えいただければありがたいと思います。以上で2回目を終わります。

〔17番 黒川民雄君入席〕

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） それでは、定額給付金の使途といいますか、その前に経済対策の関係のお話ございましたけども、個人的には確かに今回、効果があるかどうかと言え、これは幅等は別にしてもあると思います。がしかし、今回ご案内のとりの額でございますので、この程度の額では大いに期待できる額ではないというふうに総合的には考えております。

そこで、ただいまのご質問で、市内での商業の活性化のために、極力、そのお金は市内で活用、利用してもらいたいということのご質問でございますけども、ただ、これは市長であれ、私であれ、それぞれ個々のお金でございますので、友達同士というか、その辺のところには言えますけども、行政の立場として職員にそのような、先ほど通知というお話もございましたけども、その辺の手法では指導といいますか、お話、そういうことはできないと思いますけども、個人的にはそのような言葉は発言は私ではできずと思いますし、私は個人的にはするつもりでございますけども、いずれにいたしましても、個人の考え方もあろうかと思しますので、ご質問の趣旨に沿った発言、行動は控えさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） ご答弁、ありがとうございました。副市長おっしゃるのは、よくわかるんです。通知するしないなんていう以前の問題で、本来、常識的な部分なんです。これは定額給付金の目的、地域支援、地域の経済対策に対する問題ですから、定額給付金を地域に消費するというのは、本当は大前提で、これは常識の当たり前の範囲ですから、別に通達する必要は確かにないと思います。それはそれで結構です。

あと周知の問題なんですけど、これも周知したから、啓蒙活動したから、必ず使ってくれるという、そういう安易なことじゃないのはわかるんですけど、市の行政側として、なるべくお願いします、市のほうでお金を落としてくださいと。私が言うと市の商店街でお金を落とすというふうに聞こえま

すけど、そうじゃなくて、どんな形でもいいから、市内で消費をしてほしいということを行政サイドが市民にお願いするということは、これは別におかしいことじゃないと思うんです。ですから、例えば広報なり、そういうものを使って、なるべく市内消費にお願いしますという形で啓蒙してほしいなとは思いますが、それがまた行政からすれば当たり前の取り組みだというふうにも感じるんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。最後の質問です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 繰り返しになりますけども、私は個人的には家庭では市内で利用しなさい、あるいは親戚、近所にもそのようなことは言えますけども、この件につきましてはいろいろ今日に至るまで議論もあったし、またあるところでございますので、果たして他市町でどの程度のどういう方法で、あるいは市民、住民に、特に地区の活性化のためにどのようなPR方法をとっておるか、その辺のところも調べてみたいと思います。

特に本市の場合、勝浦市の奉仕会のほうでいろいろな面でご協力をいただいて、そのような方法もとおるようでございますので、大変申しわけございませんけども、奉仕会のほうのお力もおかりして、極力、市内で利用される方法を現時点では期待いたしております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○4番（岩瀬洋男君） それでは、定額給付金に関しまして全般的な質問でございます。看板に関しまして、あるいは今の定額給付金に関しまして、末吉議員あるいは八代議員と考え方は一にするものでありまして、同じような意見を持っております。そういった前提の中で一つだけ質問させていただきたいと思えます。金銭的なことで、若干運用的なことになるんですけども、普通に申請用紙が来て、口座に送金をするというような普通のルーチンの中では全然問題なく動くと思うんですけども、例えば、さっきもお話があったんですけども、1つ目の問題として、市民の皆さんから申請書の返送がない場合、それがまず1つ目の大きなポイントかなと思います。そのときに、市役所ですという電話もかけづらいし、かといって市役所ですといって訪問もしづらい中で、どういうふうな対応を今、考えておられるのか。

2つ目のポイントとしては、口座振替ではなくて現金の受領を希望していた方が、現金を取りにこない場合、想定される大きなポイントとしては、そういうことが考えられるかなというふうに思っています。その辺の対応を現在どう考えておられるかということが一つです。

スケジュールは出たんですけども、振り込みが4月22日からですけども、これに関しては申し込み順に振り込みの手続を始めていくのか、あるいは金融機関とか地域とか、何か特定の事情に振り分けてそういう送金活動を行っていくのかということです。

もう一つは、現金の受け取りに関してなんですけれども、5月以降に関しましてはすべて金曜日に統一されているわけですけども、いろいろ金融機関との関係もあるのかと思いますけれども、休日の前、金曜日に統一した理由が何かあれば、その辺の説明をお願いしたい。

最後になりますけども、15ページに口座振替の手数料の金額が504万円ありますが、これは世帯数に420円を掛けると全く同じ金額になるので、そういう試算なのかも含めてなんですけれども、その504万円になった数字の根拠みたいなものがあれば、教えていただきたいということです。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） それでは、お答えいたします。まず、返送のない場合の対応なんですけれども、まず、基本的にはうちのほうの対象者の方に私のほうから申請書のほうを郵送いたしますので、宛て先不明で返ってきてしまうケースと、基本的には普通郵便で送りますけれども、返却がないものについて

は、届いたであろうという一つの推定のもとに仕事をしていくことになると考えております。

したがって、返送のない方につきましては、例えば、ご本人にもともと申請する意思がないというケースもありますので、先ほど議員おっしゃいましたように、私のほうから安易にアプローチというのなかなか難しいだろうという気はしております。しかしながら、忘れていたとか、何らかの事情で、例えば入院して、自分の了知すべき状態に置かれてない状態も当然予想されますので、基本的には広報等で申請忘れがないようには、まずは啓発をしていきたいということで、現状におきましては考えております。

次に、現金希望の関係で、現金を希望をして、私のほうで現金扱い日に通知したにもかかわらず、ご本人が取りにこないという状況でございますけれども、基本的には一定の期限を過ぎても取りにこないという形になりますと、結果的に申請から現金受領を放棄したという取り扱いになるケースもあるとは思いますが、ところが、少なからず意思表示がこの場合には申請をして受け取りたいということで意思表示ははっきりしておりますので、個別に、例えば調査等する必要があるであろうということでは認識をいたしております。

次に、3点目の振り込みの日でございますけれども、基本的には今現在考えておりますことでございますが、順序、地区別とか、ある一定の区分けということではなく、順序立てて整理のほうはしてまいりたいと。当然に、その前提として書類が整っているということが、まず第一条件ということになります。

次に、現金受け取りの金曜日統一ということでございますが、私のほうといたしますれば、基本的には1週間に一度ぐらいというペースで本来はやりたかったのですが、ゴールデンウィーク前という形になりますと、先ほど消費の関係のご質問もございましたように、ゴールデンウィーク前、何かと用立てる、先ほど言ったように消費したいという意欲も高いケースもあろうと思っておりますので、本来、1週間ごとに事務的には処理したかったのを、逆にゴールデンウィーク前なので何とか職員のほうも頑張って口座振替、もしくは現金において支払いをしてまいりたいと、そういう意図のもとに日程を立てさせていただきました。

次に、口座振替の関係でございますけれども、この口座振替につきましては、基本的に指定金融機関が千葉銀行でございますので、千葉銀行のほうから要望のありました振り替え手数料を基準に計算のほうをいたしております。しかしながら、この口座振替手数料なんですけれども、実は勝浦市におきましては通常業務において手数料の支払いがないということでございますが、ところが、千葉銀行から要望のありました口座振替手数料につきましては何百円ということで非常に高額でございます。当然に銀行協会のほうから国のほうに、今回のこの給付金に関しまして手数料等については予算を担保にとつていただくという形で要望があつて、国もそれを認めているところでございますが、ところが、会計検査のほうの関係から、この特別給付金は当然に皆さんの税金で成り立っている制度でございますので、こういう給付金の特別なものだからといって口座振替手数料が通常業務と相違するようなケースの場合には、それなりの理由が必要であるということで通知も受けております。したがって、確かに予算では銀行の要望に沿って予算要求をさせていただいておりますが、まだ契約までに至っておりませんので、当然に、これは勝浦支店のほうに私のほうがお話をして通るものではなく、千葉銀行本部自体の基本的な対応方針が決まりませんと、契約のほうも結べないという状況でございます。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○4番（岩瀬洋男君） 最初の取りにこなかったという場合に関しては、おっしゃるとおり、どういう要件

があるかわかりませんので、やりづらい中、できるだけそれをフォローしていかないと、取りにきたくとも来れない方も中にはいらっしゃるでしょうし、今、課長言われたように、どういうことが起きているかわからない中で、その辺のフォローを市サイドのほうからとっていただいて、漏れなく渡していただけるように、これは要望ということでお願いはしておきたいと思います。

金曜日の件なんですけど、別に週一遍の中で金曜日に渡すから、それ自体は問題ないんですけども、金曜日にパートに行っている方なんかいらっしゃるでしょうし、パートに行って、休みをとって定額給付金を現金で取りに来るというののもどうかなというふうに単純に思いましたので、いろいろ事情はあるにしろ、曜日を変えるとか別の方法を考えられたら、幅広い方が、現金給付の方に限られますけれども、金曜日でなければいけないというようなことも幅広く考えればいかがかなというふうに思いましたので、その辺を質問させてただいたんですけれども、4月以降、またその辺の様子を見て、いろいろ対応考えるということでございますので、できれば、その辺を一考していただいて、受け取り日に関しましても考えていただければと思いますけれども、これについては一言ご見解をいただければと思います。

手数料に関しては、現時点での状況はわかりました。いろいろ千葉銀行の関係があるんですけども、結局、銀行も預金は増えるし、手数料は入るしということで、銀行にとっては非常にいい今回の給付金かなというふうに思いますけど、一方で、これは結果なんで、もう過去の話になりますけど、例えば、書き留めのような形で現金を給付すると、これも金額的な上限とかいろいろありますので、制約があったりしますので、必ずしもこれがベストだとは思いませんけれども、ただ、振り込みでやるよりはより現金に近い、書き留めですから現金でいくわけですけども、そういう形で対応できれば、若干、書き留め料金は高いんですけども、そういう部分で対応がより進んだ形でできるのではないかなというふうにかねがね思っていたんですけれども、最終的には口座振替ということでございますので、その辺の今までの検討結果の中で、そういった部分はどうか考えておられるか、お考えをいただければと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。支払日の関係でございますけれども、確かに過去に例えば商品券、もしくは特例給付金と言いましたでしょうか、税金の関係のない方につきましては、また過去に福祉関係で扱ったという記憶もございます。しかしながら、今回の件に関しましては、若干、想定しづらいという面もございますので、先ほど議員おっしゃいましたように、この3月、私のほうとすれば3月が一番の事務量的には山なのかなと見ておりますが、その状況によって、4月以降につきましては、何回も申しますように、議員おっしゃるように、対応のほうにつきましては臨機応変にしていきたいと考えております。

手数料に絡みます相手への、最終的に給付の手法という形になろうかと思いますが、私のほうといたしますれば、基本的には国の補助金を事業費につきましても事務費につきましても100%活用して、一般財源は出さない方向で一応考えております。その補助金をもらうためには、国の示すその事業、もしくは事務にかかわる範囲内での行為が当然に一つの限定となってくると考えております。その中に書き留めが現金と同じに扱えるのかどうか、私のほうといたしましても、この場で即答はできかねますが、補助金等の絡みも含めまして、基本的には国のほうが示しております口座振替、もしくは現金という形で対応してまいりたいと、現状におきましては、そのように考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。伊丹富夫議員。

○16番（伊丹富夫君） 先ほどから前段者、前々段者、この定額給付金のことで伺っているわけでござい

すけども、私もしつこいようだけでも、定額給付金について申し上げますが、本市にあっては、郵送または窓口の申請方式によって申請・受給者が申請書を市に提出し、市が申請・受給者に現金または口座振替で支給すると、このようにうたってあるわけでございますけども、本市ばかりではなくて、市へ行けば現金でもらえるという形になると、恐らく盗難、あるいは本当のお年寄りであれば、子供たちが乗せてきて、その前でもらって、そのまま持ち帰れば支障はないと思うんですが、盗難、あるいはなくしたとか、そういう危惧が今後あると思いますので、そういう危惧を持って、私は今言っているわけですけども、本市としては、ここへうたってありますが、給付の出張の受け付けをやるということで市全般にわたって各部落でそういうことをやるということがありますので、そういう際に市としては基本的には口座振込にさせていただきたいということを、担当のほうから市民の皆さんに申し添えるようなこと、あるいは回覧板配布等が恐らくあると思いますけども、そういうことを念頭に起きまして、事故のないようにひとつ円満にこの給付金が市民の皆さんに届くということをお願いを申し上げ、要望でございますけども、ぜひともそのような事故のないようにひとつお願いいたします。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） まず最初に、繰越明許費について伺います。当然のことなんですけれども、年度内に支出が完了しない場合は翌年度に繰り越して支出できるということから、繰越明許されたわけですが、ただ、これも当然ながら、翌年度までに支出するわけですから、これについて予算書の3ページにあるそれぞれの事業が、工期とかその辺はまだ無理なんですけれども、しかし来年度中にやらなきゃいけないわけですから、おおよそどの時点までにこれを完成とか、あるいは終了とか、そういうもくろみの中で繰越明許されたのか、繰越明許した11の事業について、おおよそで結構ですから、それ言ったからって、そこまでには終わらないからひどいじゃないかなんていうことは決して言いませんけれども、おおよそその目安は来年度のどの程度までで完成なのか、まずお聞きしたいというのが一つ。

もう一つは、地域活性化・生活対策臨時交付金でありますから、そうすると、私は一つ一つこれらの仕事を吟味というか、先ほども出てたんですけど、役所のテレビ共同受信施設改修工事357万円は、この臨時交付金があろうとなかろうと、役所の庁舎の建設に伴って電波障害が起こっているわけで、それが今度は地上デジタルに変わるわけですから、臨時交付金があろうとなかろうと、これは直さなければいけないわけですね。だから、そういう性質のものだというふうに思います。

それから老人ホームの総野園のスプリンクラーにしたって、これは平成24年3月31日までなんだけれども、消防法の改正によって好むと好まざるとにかかわらずやらなきゃいけない仕事でしょう。だから、この交付金が仮になくたって、財源をどこかから見つけてきてやらなきゃいけない必須項目ですよ。

まだ、そのほかにもクリーンセンターの空き缶プレス機にしたって、老朽化が著しいと言っているわけですから、老朽化が著しいんだから、この交付金があろうとなかろうと、これは買いかえなきゃ仕事にならないと私は思うんです。

そうなってくると、本当に地域活性化・生活対策臨時交付金に沿った使い道かどうかという点が出てくるんですけども、そういう意味からすると、もう一つ逆に言えば、どうせやらなきゃいけない財源を見つけるわけですから、これにこの交付金を充てるということは、その必須項目の財源が浮くという考え方が理論的に出てくると思うんですね。だから、ほかの仕事がその分浮く財源でやれるねということを言いたいわけなんです。その辺についての考え方はどうなのか。

もう一つは、この交付金は30%を限度として基金で積み上げて、2009年度で自由に市の単独事業として使えますよという方策もあったんですけども、それはその手法をとらなかったと、この前も答弁であ

ったけれども、それは依然としてそういう方向で目いっぱい仕事として繰越明許でやっていくんですよという方針なのか。

さっき、前々段者から1,200万円の執行残という話が出ていたけど、これ理解できなかったの、その点について答弁をいただきたいということも含めて、まず第1点の繰越明許費についてお尋ねをしておきます。

第2点目の先ほどから出る出ておりますが、定額給付金についてです。私は、まず最初に定額給付金についての立場、これは国会で補正予算が通ったから評価がよく変わったという代物ではないと見てます。依然として8割近くの国民が、給付金よりも福祉や、あるいはその他の方策に使うべきだという立場を持っています。しかしながら、国会で予算と関連財源法案が成立したわけですから、成立したと同時に国民一人一人に定額給付金を受け取る権利が生じたわけですから、私はその権利まで犯すつもりはありませんので、この点について、とっちゃいけないよとかいう筋合いのものじゃありませんから、それは尊重しなきゃいけないというふうな立場であります。同時にまた、地方自治体はその国民の権利である定額給付金を受け取るか受け取らないかということに対して、地方自治体がそれはやっちゃいけませんとかいう指図をすべきものでもない。ここに判断すべきものだというふうな立場であります。

まず、そういう基本的な立場に立って、しかしながら、先ほどからる、特に商業やいろいろ営んでおられる議員の人たちから出てる意見は私ももっともだと思います。しかし、勝浦市の場合、この定額給付金支給を民生費、社会福祉費の負担金補助及び交付金のほうで3億3,593万2,000円計上してきていますね。あくまでも社会福祉費として勝浦市は給付するんだという基本的立場だと思うんです。でなきゃ、ここの款項にのせてくるわけがない。しかも、市民課長がこの定額給付金支給事業のトップに立って、各課から職員を臨時に張りつけて、その支給業務を主にやっているということですから、市民課長にその他の地域活性化云々ということを主張しても、これは無理だと。むしろ、観光商工課だとか、あるいは企画課だとか、その他の課の問題。それは課長レベルで言えばそうだけど、本来、これは市長とかその他の市の首脳部が今度の定額給付金の支給方について、どういう立場に立つのかということが、客観的に見てあんまり深く論議されてなかったのかなと思って仕方がないんです。これはあくまでも印象です。もっとも国が猫の目のようにぐるぐる、最初は減税対策だと言いながら、今度は途中から活性化だとか、景気浮揚だとか、ごろごろ方向を変えてきてますから無理もないことなんだが、しかし、そうは言っても、単に市民課だけの担当の事務促進だけではなくて、せっかく来る3億3,500万円、幼児の関係を入れればもっとあるわけですけど、これを有効に活性化の方向にも使おうじゃないかという立場に立つならば、もう一工夫も二工夫もあると。それは、単に市民課だけにそれを任すじゃなくて、それぞれの関係課がいろいろ知恵を出し合って、給付事業を行っていくと。その手続上の振り込みか現金かというレベルの話じゃなくて、その前段の話としてやっていってしかるべきだろうと思うんです。

今からやることについては遅くはないんじゃないですか、どうせ給付は4月の下旬から始まるわけですから。そういう点では、聞くところによると、商店会のほうは2割のプレミアムをつけた商品券を発行すると、こう言っているわけですね。そのうちの、もっとダイナミックに勝浦市商工会と急遽話し合いをもっと詰めて、その辺が行政として財源的にどの程度なら出せるのか出せないのかという点についても、これから相談することもできるんじゃないですか。仮に全部3億3,500万円が商品券に変えられちゃうと、1割給付すると3,350万円かかってしまうから、これは大変なことで、しかし、そういうことはあり得ないんだけど、5%にしても、あるいは3%にしても、商工会のほうの会員の企業努力と行政の財政的な努力と、そういうものが相まって、個人の権利を犯すことはできないし、それを使う使わ

ない、あるいは受け取る受け取らないは個人の権利なんだが、しかし、それをせっかく受け取るんだつたら、こういう方向に使ってもらえないかという、インフラというか、状況を醸し出すと、いろんな状況をつくってやって、そちらにいい意味で誘導していくということについては、一向に権利を犯すわけでも何でもないので、そういう点は今まで全く考えてなかったのか、あるいは相談の一かけらもなかったのかということを私は言いたいんだけど、そういう点について、ぜひ給付金については伺っておきたい。以上です。

○議長（水野正美君） 午後2時15分まで休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。最初に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） それでは、地域活性化・生活対策臨時交付金事業に関して、完了についての時期をというお話でございましたけれども、3月4日付で県を通じまして国の通知によりますと、12月末までには終了するようという通知が来ております。これに従いまして、なるべく早目に完了させたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） 私のほうから地域活性化・生活対策臨時交付金の財源の関係でお答えをさせていただきます。議員のご指摘ですと、この交付金でやる事業の中で、例えば1番目のテレビ共同受信施設改修工事費、あるいは特別養護老人ホーム総野園のスプリングラーの設置等については、いずれはやらなくちゃいけない事業だと。これをこの交付金でやった場合に財源が浮いてほかの仕事ができるんじゃないかというようなご指摘でございますけども、勝浦市のような財政状況にとりまして、この1億833万円の交付金というのは非常に貴重な財源でございます。この財源、当然、これらの事業に充てた分、ほかの事業に一般財源が充てられるという計算になりますが、現在の財政状況の中で、勝浦市の平成21年度予算につきましても、既に財政調整基金1億7,070万円の財調を取り崩しての予算編成となっておりますので、この財源が浮いたということでは財政課当局はとらえておりません。したがって、この財源につきましても、これまでどうしてもやらなくちゃいけない事業、あるいは住民から求められている事業に充てたというふうに私ども考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 定額給付金の庁内の組織の関係でございますけども、何が何でも市民課ということでしたわけではございません。本制度につきまして、初め生活支援とかいろいろ議論といいますか、分かれたところではございまして、確かに作業を初め、あるいは人事の配置等した場合には、県下の状況、あるいは、先ほど申し上げました制度の目的等々がございまして、本市は市民課でやってもらおうということにしたわけで、これという決まりがあったわけではございません。片や福祉の関係もそうでございますけれども、科目につきましても一般的にやれば総務費か民生費であろうというふうに考えたわけではございますけども、これも特にどうしても民生費で予算措置しなければいけないということでもございませんでした。もともと生活支援、あるいは今回の場合には地域の活性化ということもございましたけれども、観光商工課の商工費、あるいは民生費等々で検討いたしましたけれども、これも県下まちまちでございましたけれども、本市の場合には民生費に計上したということでございますので、ご理解

いただきたいと思います。

本制度に伴いますところの本市での経済対策についてでございますが、行政として、例えば商品券等々について検討されたかというようなことでございますけども、具体的な検討はいたしませんでした。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） 私、先ほど補足説明の中で1,200万円ほどの差額が出ると、歳出と歳入、これは地域活性化・生活対策臨時交付金の関係の説明の中で、歳入予算の中で歳入が1億833万円で歳出のほうがこの13事業を足しますと1億2,070万円です。差額が1,237万円出ることなんですけど、これは国の交付金の内辞がありまして、既に1億833万円と決まっております。これをオーバーした分につきましては、すべて市町村が一般財源で財源補てんをしなくちゃいけないということになっております。そういたしますと、勝浦市は非常に厳しい財政状況ですので、極力、この国の交付金以内で事業をおさめたいというふうに考えております。ただ、こういう工事関係等、入札にかけますと、入札による事業費の落ちが見込まれます。そのために事業費をその落ちを見込んでトータル的には1,237万円分、歳出予算では多く予算組みをしております。それによって設計等を組みまして入札等にかけて。そういう関係で歳出予算のほうがその分だけ多く予算計上してあるというものでございます。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。丸 昭議員。

○13番（丸 昭君） 定額給付金給付事業の中でお聞きしたいんですけども、定額給付金給付事業の概要という印刷物があります。その中の申請者の3番目に「民生委員、親類、区長その他平素から申請・受給者本人の身の回りの世話をしている方で市長が特に認める方」というふうな書き方されておりますけど、まず一つは、民生委員、また区長、そういう方たちが、今回、この制度を実施するに当たって了解を得ているのかどうか。そうじゃなくて、申請が個人じゃ無理だとか、こちらまで来れないとかというような方が勝手に区長なり民生委員にこれから依頼に行く。行ったら、区長なり民生委員がそれを引き受けてやるんだというふうな決まりがあるのかどうか、その辺、一つ。

それから親類の判断なんですけども、どこまでが親類。その辺も、多分、窓口のほうも今後判断するにおいて何等親までといったはっきりした線を出しておかないと、窓口がかえって煩雑になるんじゃないかというふうな気がしております。

それから、世帯主を代表して受給資格のある方が印刷して送られてくるというふうになっておりますけども、あくまでも、これが始まって窓口が大変な思いをするのは気の毒だといった優しい気持ちで聞いているわけなんですけども、例えば、だんなの口座に一切合切入っちゃった場合に、うちはそういうことはありませんけども、女房がだめだと。親父の口座に入れたら、私のところへお金くれないといったようなこともなきにしもあらず、こういった変則的なパターンが結構出てくると思うんですけども、そういう細かいところまで対策を練っているのかどうか、その辺をお聞きしておきたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、お配りしてございます概要の申請者の3でございますけれども、この場合、私のほうも文言が不足しておりましたけれども、基本的には単身世帯で寝たきりの方とか、認知症の方が対象になります。また、その方々が民生委員とか親類の方とか、もしくは区長に委任をするという行為が基本的には想定をされておるわけでございます。

そういう前提に立ちまして、民生委員並びに区長に話をしたかということでございますけれども、民

生委員に対しましてはお話はさせていただいております。しかしながら、区長に対しましてはまだでございますので、今議会におきまして認められた後にはお話をし、それでご協力を仰ぎたいということで考えております。

次に、親類の判断でございますけれども、私のほうといたしますれば、基本的には国で示された中で、先ほど補助金の話でも申しましたけれども、国の決められましたその範囲の中で対応せざるを得ないという形で考えています。議員、危惧しておられますように、はっきり申し上げまして、現段階におきまして親類が何等親までというような形では基本的には詰めてはおりません。ただ、最終的には本人の意思が確認できて、またその方が善意ということで確認できる範囲内での親類であるならば、本人にとって不利になるわけではございませんので、その辺はある程度、臨機応変な対応もせざるを得ないのかなということでは考えております。

次に、世帯主の受給にかかわります家族内での問題でございますが、確かに議員、危惧いたしますように、そういうケースも出てくるとは考えます。しかしながら、あくまでも本制度が国の一つの定められた中で、また、その制度の中のものを実行することによって、うちのほうとすれば事業費並びに事務費の補助金を受けるという前提に立っておりますので、家庭内でそのようなことがあったといたしましても、当方といたしますれば、世帯主の方ということでお話をせざるを得ないと。例を言えば、2月1日以降にもし離婚とかなんかあった場合も、それは2人に分けてお支払いするというわけにはまいりません。あくまでも基準日現在の世帯主という形になってしまいますので、先ほどご答弁したような形で、その方々にはお話をせざるを得ないということで考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号及び議案第26号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号及び議案第26号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第25号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決しました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第26号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決しました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（水野正美君） 市長より諮問の送付がありましたので、職員に朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） ただいま朗読いたしました諮問はお手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第3、諮問を上程いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。職員に諮問を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員であった渡邊 清君が健康上の理由により、平成20年11月30日をもって当該職を辞したことから、その後任の委員の候補者として、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、鈴木芳郎君を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めようするものであります。

鈴木芳郎君の経歴を申し上げますと、昭和40年3月、千葉県立大多喜高等学校を卒業、同年2月、郵政省に就職し、平成19年12月に日本郵便を退職するまでの間、大多喜郵便局、日本郵便大原支店等で勤務されております。

また、在職中より勝浦市青少年相談員、勝浦警察署少年補導員を歴任され、社会貢献の精神に基づき、熱意を持って積極的に取り組むなど、その人格と識見は人権擁護委員として適正であると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのでありますのが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君） 日程第4、発議案を上程いたします。

発議案第1号 派遣切りや、雇い止めをやめて、安定した雇用と暮らしを守ることを求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 議長より指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 派遣切りや、雇い止めをやめて、安定した雇用と暮らしを守ることを求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

厚生労働省の調査によると、派遣切りなど非正規労働者の雇用、雇いどめで12万4,800人が3月までに失職することが明らかになりました。また、派遣・請負の業界団体は、同時期までの失職者を約40万人と見込んでおり、総務省の労働力調査でも、過去に例がない急速な悪化と指摘するなど、今後ますます深刻な事態が懸念されております。

大企業は、内部留保を240兆円まで膨らませ、その多くが株主配当を増やしているわけであります。その一方で、低賃金で働かせてきた大量の非正規労働者を解雇し、寮から追い出して寒空の路頭に迷わせるなど、人道上も社会的にも許されない問題と言わなければなりません。改めて大企業の社会的責任は言うまでもなく、同時に根本にある労働法制の規制緩和を進めた政治の責任も問われております。

よって、国においては、急激な雇用破壊から安定した雇用と暮らしを守るため、次の事項について早急に実施されるよう強く要望します。

- 1、職を失ったすべての人たちに住居と生活と再就職の支援をするため、再就職支援の緊急小口貸付金の拡充、住所不定となった人への生活保護の実施などの諸施策を国の責任において行うこと。
- 2、これ以上の大量解雇を出さないため、身勝手な大量解雇や雇いどめは中止・撤回させ、雇用を継続するよう大企業への監督指導に本腰を入れること。新規立法も含め、非正規切り防止の緊急措置をとること。
- 3、労働者派遣法を平成12年の原則自由化前に戻し、不安定な登録型派遣は原則禁止する抜本改正を行うこと。現に派遣として働いている労働者が職を失うことなく、直接雇用に移行できるよう経過措置を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第1号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第1号 派遣切りや、雇い止めをやめて、安定した雇用と暮らしを守ることを求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、発議案第2号 日本農業再生にむけた対策強化を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 発議者から提案理由の説明を求めます。八代一雄議員。

〔14番 八代一雄君登壇〕

○14番（八代一雄君） 議長より指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第2号 日本農業再生にむけた対策強化を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

今、食料危機が全世界に広がるもと、日本と世界の食料問題の解決のために貿易拡大一辺倒のWTO体制の見直しと食料主権の保障が緊急に求められています。

食と農業に対する国民的な関心の高まりの中、政府は現在40%の食料自給率の50%への引き上げや水田のフル活用、減反見直しなどを打ち出しています。農政の見直しは不可欠であります。今日の危機を招いたことへの反省はなく、その結果、政策の中心はWTO協定を前提にした国際競争力の強化であり、大規模化、法人化の推進、株式会社に農地利用を開放する農地制度改革など、食料と農地を営利企業にゆだねる方向になっています。これでは消費者の切実な願いにこたえ、地域農業者の力を引き出すことにならないばかりか、さらなる農業の衰退を招くことは避けられず、根本的改善とはほど遠いと言わざるを得ません。農業生産を増大させることは地域の食品、サービス業、製造業を活発にする上で大きな波及効果があり、地域経済活性化のためにも重要です。したがって、農業生産の基本は、あくまでも生産を担っている農家と各種協同組合組織、みずからが農地を耕すことを望む参入者など、地域に定着する生産者を支えることに重点を置くべきです。

よって、国においては安心して農業に従事できる条件を整備するため、次の事項について早急に対策を講じるよう強く要望します。

- 1、食料自給率の向上を国策の重点課題に位置づけ、価格保障、所得保障の本格的な実施、飼料用稲を含む国産飼料の生産拡大、食品加工の振興と地産地消の推進を進めること。
- 2、ミニマムアクセス米の輸入を直ちに中止するとともに、歯止めのない輸入自由化にストップをか

け、各国の主権を尊重した貿易ルールの確立に努めること。

3、ほ場整備を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第2号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第2号 日本農業再生にむけた対策強化を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（水野正美君） 以上をもちまして今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもって平成21年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後2時46分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第7号～議案第26号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第1号～発議案第2号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

勝 浦 市 議 会 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員